

第3章 北海道ブロックにおける重点事項

1. 安全・安心な食料の基地としての役割の強化と産業の競争力強化

安全・安心な食料の供給基地としての役割を強化するため、農林水産施策の推進による農水産物の品質や生産性の向上等に併せて、多目的国際ターミナルや高規格幹線道路等の整備による物流の効率化を図る。

また、産業クラスター活動の推進等を通じ産業の競争力を強化するため、重点的な基盤整備の推進による産業拠点の形成を支援する。

- ① 高規格幹線道路、地域高規格道路、多目的国際ターミナル、空港等の一体的な整備により、物流コストを縮減し、食料の安定供給等を促進するとともに、既存産業の競争力強化を図る。
- ② 水道用水や工業・農業を始めとする産業の発展に必要な用水の確保を推進する。
- ③ 安全で安心な水産資源を確保するために、流域が連携した水環境の改善を推進する。
- ④ 地域における産業拠点及び周辺の基盤整備等を推進し、新産業の育成を支援する。

2. 北海道の美しさ雄大さを次世代に引き継ぐ環境の保全

豊かな自然環境と美しい景観を次世代に引き継ぐため、住民、NPO等と連携しつつ、河川、湿原、沿岸域等の自然環境の保全・再生・創出を推進するとともに、生物の生息に配慮した環境共生型施設の整備や豊かな水環境を確立するための流域一体となった取組みを推進する。

また、地球環境保全に貢献する循環型社会を構築するため、港湾等を核とした静脈物流拠点の形成、下水汚泥の有効利用等による廃棄物等の循環的利用を推進するとともに、都市内交通混雑緩和等による環境負荷の低減を図る。

- ① 北海道の恵まれた自然環境の保全・再生・創出を推進する。
- ② 環境教育・学習の場の提供や人材育成の支援を図るとともに、潤いのある水辺空間等の創出を推進する。
- ③ 流域一体となった水環境の保全機能の維持・向上を図る。
- ④ 潤いのある生活環境を創出する水と緑のネットワークの形成を推進する。
- ⑤ 静脈物流拠点の形成、下水汚泥等の有効利用、地域資源の積極的活用等を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を図る
- ⑥ 都市内交通の円滑化に向けた渋滞対策等を推進し、環境負荷の低減を図る。
- ⑦ 環境重視型社会に対応した居住環境等の整備を推進する。

3. 恵まれた資源を活かした観光大陸北海道の形成

美しい沿道景観の保全・創出のためのシーニックバイウェイプログラムの推進等景観に配慮した整備とともに、アウトドア活動や自然に親しむ活動に資する空間等の整備を進め、北海道ならではの自然環境、農村景観等を活かした観光交流空間の形成を図る。

また、観光交流をはじめ、国内外との交流のゲートウェイとなる空港や港湾の整備やこれらと観光地間及び観光地相互間を結ぶ高速交通ネットワーク等の整備により観光客等の利便性の向上を図る。

- ① 魅力的な美しい沿道景観の形成や、歴史的な建造物・街並み景観の保存、美しい田園風景づくりなど、地域の風土に根ざした新たな観光空間の創造を推進する。
- ② 河川やダムを始めとした水辺空間の多面的利用を可能とする観光機能の向上、海と気軽にふれあえ親しみやすい良好なウォーターフロント空間の形成を図る。
- ③ 公園の整備等により、体験型観光やアウトドア活動に必要なフィールドの提供を推進する。
- ④ 国内外の観光客の利便性向上を図るため、空港、港湾等の機能強化を推進する。
- ⑤ 効率的な観光拠点間ネットワークや情報提供システムの構築を推進し、観光振興に資する地域、情報、人のネットワーク化を図る。

4 北国の安全でゆとりのある快適な地域社会の実現

快適な北国の暮らしを実現するため、高速交通ネットワークの整備により地域相互の広域的で多様な交流と連携を促進するとともに、中心市街地の活性化や高齢化の進行に対応したバリアフリー社会の形成など、誰もが暮らしやすい地域社会を実現する。特に、冬期をはじめとする北海道特有の気象条件に応じた交通の安全性・安定性の確保と利便性の向上を図る。

また、頻発する水害、火山災害、地震災害等から住民の生命・財産等を守り、安全で安心な社会を実現する。

- ① 地域生活圏の自律的な発展や地域間広域連携に資する高規格幹線道路等の整備を推進し、高次医療機関等へのアクセス強化等を図る。
- ② 高度道路情報システムの整備や道路の交通事故・つるつる路面对策、空港の質的充実に係る整備など、冬期においても安全・確実な交通・輸送の確保を図る。
- ③ 公共交通機関のターミナル、公共性の高い建築物、都市公園、水辺空間等のバリアフリー化や交通結節点の改善、公共賃貸住宅の整備や住環境の改善等により、快適で利便性の高い地域づくりを推進する。
- ④ 頻発する水害、土砂災害に対して、国土保全施設の着実な整備を推進し、治水・砂防の安全度の向上を図る。
- ⑤ 大規模な火山噴火や地震・津波等に備えた施設整備を推進するとともに、被害を最小限にするための防災関係機関の連携により対策の充実を図る。
- ⑥ 自国及び他国の船舶に対する非合法活動防止等、国際海上輸送システムの信頼性の確保を目的に、外国貿易に従事している貨物船等が使用する港湾施設において、SOLAS 条約に対応した保安施設の整備を図る。